

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	H30. 5. 18	H30. 6. 1	環状2号線築地市場から豊洲までの暫定道路の形が分かる図面 ・環状2号線(晴海地区)平面図A3 ・環状2号線(豊洲地区)平面図A3	2	1																都市整備局第一市街地整備事務所工事課	
2	H30. 5. 18	H30. 6. 1	(1)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成21年度第〇〇番) (2)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成22年度第〇〇番) (3)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成22年度第〇〇番) (4)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成23年度第〇〇番) (5)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成24年度第〇〇番) (6)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成25年度第〇〇番) (7)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成26年度第〇〇番) (8)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成27年度第〇〇番) (9)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 株式会社〇〇 受付番号平成28年度第〇〇番)	44		1																都市整備局市街地建築部建築企画課
3	H30. 5. 24	H30. 6. 1	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳(平成30年5月10日から平成30年5月23日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
4	H30. 4. 23	H30. 6. 4	東京都住宅供給公社から都及び都市整備局に報告されている内容の報告書や文書 (過去から現在まで出せる可能な範囲) 追記 〇〇家に関する事です。																			都市整備局都営住宅経営部指導管理課
5	H30. 5. 21	H30. 6. 4	29多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、30多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、29多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、29多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、29多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、29多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書、東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報及び意匠に係る部分以外を除く。	34	1																	都市整備局多摩建築指導事務所管理課
6	H30. 5. 28	H30. 6. 5	(1)東京都知事(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成28年4月11日受付第31号の宅地建物取引業者免許申請書 (2)東京都知事(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成29年5月1日受付第50345号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	34		1																都市整備局住宅政策推進部不動産課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号						
7	H30. 5. 31	H30. 6. 5	東京都知事（○）第○○号 ○○株式会社に係る平成29年10月20日受付第841号の宅地建物取引業者免許申請書 ただし、履歴事項全部証明書を除く。	25	1								1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課	
8	H30. 4. 6	H30. 6. 5	定期調査報告書（特定建築物）平成27年度分、定期検査報告書（昇降機）平成29年度分、定期検査報告書（建築設備）平成29年度分、建物名称：グリーンコーポ稲城、所在地：稲城市百村1627-1 東京都情報公開条例第7号各号に規定する非開示情報を除く。	37	1																	都市整備局多摩建築指導事務所管理課	
9	H30. 5. 22	H30. 6. 5	建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する協定図（小平市○○）（東京都情報公開条例第7号各号に規定する非開示情報を除く。）	1	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
10	H30. 6. 5	H30. 6. 6	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第26期）	16	1								1									(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
11	H30. 6. 5	H30. 6. 6	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第29期）	31	1								1									(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
12	H30. 6. 4	H30. 6. 7	下水道管布設工事(28晴五-2)第6回設計変更 工事変更設計概括書、工期延伸理由書、変更内容及び変更理由書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書	110	1																		都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
13	H30. 6. 6	H30. 6. 7	建築計画概要書（○○-○○） ※ 印影を除く	9	1																		都市整備局市街地建築部建築指導課
14	H30. 5. 25	H30. 6. 8	旅行命令簿兼旅費請求内訳書（平成27年4月分から平成28年3月分まで）（○○に係るもの）	※	1							1										(7条2号) 通勤経路のうち自宅最寄り駅及びその鉄道路線の名称については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	都市整備局総務部総務課
15	H30. 6. 7	H30. 6. 8	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第40期）	29	1								1									(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	H30.5.25	H30.6.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立競技場の建替えに伴う移転について</li> <li>8月26日のご説明について（確認）</li> <li>移転先住宅等について（別紙）他</li> <li>早期移転についてのお知らせ（平成25年7月7日 町会役員説明資料）</li> <li>引越しについて（平成25年9月5日）</li> <li>移転説明会・住宅見学会開催のお知らせ（平成26年6月）</li> <li>最終移転に関する説明会開催のお知らせ（平成26年10月）</li> <li>意向調査の集計結果及び第2回個別相談会のお知らせ（平成27年2月）</li> <li>移転説明会開催のお知らせ（平成27年4月）</li> </ul>	※	1														都市整備局都営住宅経営部住宅整備課
17	H30.5.31	H30.6.11	整地工事（27六町-13）の工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書	100	1														都市整備局第一市街地整備事務所六町地区整備事務所
18	H30.6.4	H30.6.11	都営住宅29H-111東（江東区辰巳一丁目）工事、都営住宅29H-112東（江東区辰巳一丁目）工事及び都営住宅28CH-106東（江東区豊洲四丁目・江東区施設）工事その2 工事内訳書（総括表、建築工事内訳書）、代価表、仮設諸経費計算書	※	1														都市整備局東部住宅建設事務所建設課
19	H30.6.4	H30.6.11	「都営住宅25H-101西（八王子市長房）及び26H-111・112西（八王子市長房南）整備工事」に関する総括表、工種別内訳書	※	1														都市整備局西部住宅建設事務所建設課
20	H30.6.5	H30.6.11	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年5月22日から平成30年6月4日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	1	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
21	H30.5.8	H30.6.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えに関する公有地を活用した手法検討について（平成23年9月15日）</li> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えについて（平成23年9月22日）</li> <li>V2V4 議事メモ（部長からの聞き取り）（平成24年5月10日）</li> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えに係る都市計画手続の進め方（案）</li> <li>競技場の敷地及び周辺の土地所有、道路の状況</li> <li>都市計画の変更区域（案）</li> <li>神宮外苑のまちづくり（案）</li> </ul>	16	1														都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	H30. 5. 8	H30. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇に係る今後の方向性について（V2・V4レクメモ）（平成23年8月19日）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて（平成24年1月10日）</li> <li>・神宮外苑再整備の想定スケジュール（平成24年4月27日）</li> <li>・神宮外苑の再整備について（平成24年5月15日）、神宮外苑の再整備（案）</li> <li>・国立競技場の建替えについて（平成24年5月24日、25日）、国立競技場建替えについて（平成24年5月24日）他</li> <li>・ラグビーW杯、オリンピック開催時</li> <li>・新宿区訪問メモ（国立競技場の建替えについて）（平成24年6月7日）、競技場の敷地及び周辺の土地所有、道路の状況他</li> <li>・NAASH、文科省、地元3区、都 打合せ議事メモ（平成24年6月13日）、国立競技場将来構想有識者会議委員名簿他</li> <li>・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成24年6月14日）</li> <li>・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成24年6月15日）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替えに係る新宿区との打合わせ議事メモ（平成24年6月21日）、関係者への事前説明の進め方について（案）他</li> <li>・新宿区訪問メモ（国立競技場の建替えについて）（平成24年6月27日）、関係者への事前説明の進め方について（案）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替えに係る新宿区との打合わせ議事メモ（平成24年7月13日）、説明事項（案）他</li> <li>・新国立競技場の建替えについて（平成24年7月30日）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替えに伴う周辺の土地利用について（都議対応メモ）（平成24年8月2日）</li> </ul>	52	1													<p>（非開示部分）（〇〇に係る）個人の役職及び氏名 （非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号</p> <p>（非開示部分）会館建替え検討に係る建設費、未利用容積活用に係る費用・収益及び前払い地代の想定値、原宿・神宮前アパート南側の国有地の取扱いに関する検討内容、会館建替え検討に係る自己負担費用の試算値、会館建替え検討に係る移転容積コスト、自己使用分建設費用、〇〇からの前払い賃借料収入、総費用、手持資金（内訳含む。）及び借入金の想定値・条件・返済方法 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>（非開示部分）青山北町地区のまちづくりに関する検討内容、国立霞ヶ丘競技場建替え検討案（C案）、協力を要請する対象となる関係権利者名 （非開示理由）都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容、整備施設&lt;現状&gt;及び想定スケジュール、再整備案のイメージ、想定整備内容等 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び法人の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）議員とのやりとり及び発言内容の一部 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）議員の考えに関する内容 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）居住者に関する情報、関係者への（事前）説明の進め方及び区への考え （非開示理由）関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第6号</p> <p>（非開示部分）法人の要望 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課



30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
23	H30. 5. 8	H30. 6. 12	・平成28年9月30日付28都市経資第537号行政財産（土地）の使用許可及び使用料の免除について（霞ヶ丘アパート敷地）東京都公有財産管理運用委員会付議 ・平成28年10月4日決定議案第24号 行政財産（土地）の使用許可及び使用料の免除について	※	1						1										(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都営住宅経営部資産活用課
24	H30. 5. 30	H30. 6. 13	・「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」の地区の現状でに」で課題が示されているがこれを課題とした理由及び検討過程及び検討資料がわかる文書（第1回「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」参考資料及び資料3と同一のものは除く）																		当該開示請求に係る「東京2020大会後の神宮外苑地区まちづくり検討会」（第1回）の資料の箇所は、作成過程において検討した結果の部分であるため、実施機関において公文書として保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
25	H30. 5. 31	H30. 6. 13	平成25年12月10日付25都市政緑第390号『「公園まちづくり制度基本方針」及び「東京都公園まちづくり制度実施要綱」の策定について』	※	1																	都市づくり政策部緑地景観課
26	H30. 5. 31	H30. 6. 13	「公園まちづくり制度」基本方針（25都市政緑第390号）及び東京都公園まちづくり制度実施要綱（平成25年12月）をつくる際の有識者会議の議事録及び配布資料並びに庁内の検討会議の議事録及び配布資料																		請求に係る有識者会議を開催した記録はなく、実施機関において、当該有識者会議の議事録及び配付資料を作成していないため 請求に係る庁内の検討会議としては「南青山地区まちづくり構想等行政検討会」を開催しており、当該検討会議において「公園まちづくり制度基本方針」及び「東京都公園まちづくり制度実施要綱」の作成について検討されたと思われる。会議の開催に係る公文書「24都市政緑第130号 南青山地区まちづくり構想等行政検討会の設置及び第1回検討会開催について」は、平成24年に作成された3年保存の公文書であるため廃棄済みであり、また、「24都市政緑第529号 第2回南青山地区まちづくり構想等行政検討会の開催について」は、平成24年に作成された1年保存の公文書であるため廃棄済みであり、議事録及び会議資料を含め、現在は存在しない。	都市づくり政策部緑地景観課
27	H30. 6. 4	H30. 6. 14	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年5月1日から5月31日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
28	H30. 4. 18	H30. 6. 15	実施機関が、経済・港湾委員会（平成29年8月25日及び9月1日）の、都民ファーストの会の議会質問に関して作成した以下の公文書又は同党の所属議員とやり取りした公文書 ・答弁案 ・答弁案骨子																		(7条5号) 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (7条6号) 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局総務部総務課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
29	H30. 6. 6	H30. 6. 15	(1) 都営住宅標準設計単価表（建築）平成30年度（平成30年5月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。） (2) 都営住宅標準設計単価表（機械）平成30年度（平成30年5月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。） (3) 都営住宅標準設計単価表（電気）平成30年度（平成30年5月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。） (4) 都営住宅標準設計単価表（建築）平成30年度（平成30年6月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。） (5) 都営住宅標準設計単価表（機械）平成30年度（平成30年6月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。） (6) 都営住宅標準設計単価表（電気）平成30年度（平成30年6月1日） （法人から提供を受けて引用している価格情報を除く。）	606	1														都市整備局総務部技術管理課
30	H30. 6. 3	H30. 6. 15	第15回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和40年11月16日） 第17回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和40年12月8日）	12	1														都市整備局都市づくり政策部都市計画課
31	H30. 6. 4	H30. 6. 15	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可、平成30年6月4日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
32	H30. 6. 4	H30. 6. 15	協定地狹江市〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書、協定図（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	3	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
33	H30. 6. 7	H30. 6. 15	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年5月24日から6月6日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
34	H30. 6. 18	H30. 6. 20	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成26年10月15日・平成27年1月20日許可） ・決算変更届出書一式（第3期・第4期） ・変更届出書一式（平成27年11月2日・平成27年7月1日・平成29年4月12日受付）	139	1														都市整備局市街地建築部建設業課
35	H30. 6. 6	H30. 6. 20	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇〇号） ・建築主 〇〇〇〇 ・建築確認番号 〇年〇月〇日第〇号 ・地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番	11	1														都市整備局市街地建築部建築指導課
36	H30. 6. 6	H30. 6. 20	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇〇号） ・建築主 〇〇〇〇 ・建築確認番号 〇年〇月〇日第〇号 ・地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番	9	1														都市整備局市街地建築部建築指導課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
37	H30. 6. 6	H30. 6. 20	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇〇号） ・ 建築主 〇〇〇〇 ・ 建築確認番号 〇年〇月〇日 ・ 地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番	6	1														都市整備局市街地建築部建築指導課
38	H30. 6. 6	H30. 6. 20	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇〇号） ・ 建築主 〇〇〇〇 ・ 建築確認番号 〇年〇月〇日第〇号 ・ 地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番	12	1														都市整備局市街地建築部建築指導課
39	H30. 6. 18	H30. 6. 20	建築計画概要書（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）平成14年度第〇〇号	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
40	H30. 4. 23	H30. 6. 21	・ 平成28年3月23日付 みどりの計画書（（仮称）八重洲二丁目中地区 第一種市街地再開発事業） ・ 平成28年11月17日付 みどりの計画書（軽微変更）（（仮称）八重洲二丁目中地区 第一種市街地再開発事業）	※	1					1	1	1	1						都市づくり政策部緑地景観課
41	H30. 4. 23	H30. 6. 21	・ 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書（平成28年3月23日付け） ・ 景観計画区域内における行為の届出書（平成29年1月17日付け）	※	1					1	1	1	1						都市づくり政策部緑地景観課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
42	H30. 4. 23	H30. 6. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家戦略特別区域法に基づく特例の活用に係る調整について（依頼）（平成28年11月29日付け）</li> <li>都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区）都市計画（素案）に関する情報開示について（平成28年11月29日付け）</li> <li>計画に係る土地所有者等に対する説明状況報告書（平成28年12月26日）</li> <li>東京都都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区）特定事業の実施に係る協定書（平成29年2月16日付け）</li> <li>都市計画の素案に関する同意書（平成29年4月17日付け）</li> </ul>	※	1				1	1	1	1							<p>（7条1号）各階平面図及び断面図について、建物内部の間取りが分かる部分並びに立面図は、著作物であつて、公にすることができないと認められる情報であるため</p> <p>（7条2号）個人名、法人名、個人・法人の土地等の所有権・借地権の状況並びに同意状況などが分かる部分（ただし、同意していることが公になっていると認められる者に関する部分を除く。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 同意者が特定される又は特定されるおそれのある部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 代表取締役の生年月日は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 住民票の個人に関する情報の部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 個人及び法人の財産情報に関する記述並びに同意者が特定又は推測される部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため</p> <p>（7条3号）個人名、法人名、個人・法人の土地等の所有権・借地権の状況並びに同意状況などが分かる部分（ただし、同意していることが公になっていると認められる者に関する部分を除く。）は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 同意者が特定される又は特定されるおそれのある部分は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 個人及び法人の財産情報に関する記述並びに同意者が特定又は推測される部分は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 資金計画は、法人等の事業活動を行う上での資金・運営に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 各階平面図及び断面図について、建物内部の間取りが分かる部分並びに立面図は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 要望している非開示の内容及び非開示の理由は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 各階平面図及び断面図について、建物内部の間取りが分かる部分並びに立面図は、公にすることにより、侵入等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 住民票の個人に関する情報の部分は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 各階平面図及び断面図について、建物内部の間取りが分かる部分は、公にすることにより、侵入等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部開発企画課
43	H30. 4. 23	H30. 6. 21	<p>国家戦略特別区域法に基づく特例の活用に係る調整について（依頼）（平成28年11月29日付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類1 都市計画の素案</li> <li>添付書類2 土地所有者等の同意書等 登記事項証明書（商業、不動産）</li> <li>添付書類2 土地所有者等の同意書 戸籍事項証明</li> <li>添付書類2 土地所有者等の同意書等 旧土地台帳附属地図</li> </ul>																<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画の素案：（条例第18条第2項 都庁第二本庁舎12階都市計画課窓口等において、閲覧・貸出が可能）</li> <li>登記事項証明書（商業、不動産）：（条例第2条の2）商業登記法第140条及び不動産登記法第153条</li> <li>戸籍全部事項証明：（条例2条の2）戸籍法第128条</li> <li>旧土地台帳附属地図：（条例2条の2）不動産登記法第153条）</li> </ul>	都市整備局都市づくり政策部開発企画課



30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
44	H30. 6. 8	H30. 6. 21	平成29年6月から平成30年5月までの期間における弊社「〇〇」の苦情、相談の件数の情報開示						1		1									<p>(7条3号) 当該法人に関して消費者等からの苦情・相談があるか否かを明らかにすることは、当該法人の事業活動等に対する疑義の有無を明らかにすることになり、当該法人の事業運営上の地位を損なうものと認められるため。また、当該苦情・相談は、それらを受け付けた段階においては未だ真偽が分からない情報であり、当該法人の社会的評価に関し、このように不明確な情報が公になることは、当該法人の事業運営上の地位を損なうものと認められるため。</p> <p>(7条6号) 苦情・相談の受付に関し、特定の法人がその対象とされているか否かは、事務担当課の苦情・相談、当該苦情・相談を端緒とする指導・監督等の業務における方針、対象、関心事項等に関する情報である。これらの情報を公にすることにより、事務担当課における調査、指導・監督等の業務に関し正確な事実の把握等を困難にするおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	都市整備局住宅政策推進部不動産課
45	H30. 6. 19	H30. 6. 21	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 建設業許可申請書（平成26年8月25日許可）・決算変更届出書（第9期・第10期）のうち、貸借対照表及び財務諸表表紙	16	1						1									<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。</p>	都市整備局市街地建築部建設課
46	H30. 6. 20	H30. 6. 21	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇〇号）	2	1																都市整備局市街地建築部建築指導課
47	H30. 5. 25	H30. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えに関する公有地を活用した手法検討について（平成23年9月15日）</li> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えについて（平成23年9月22日）</li> <li>スポーツクラスターの実現に向けた敷地整理と国有地の取得について（案）（平成26年9月12日）</li> </ul>	13	1																都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
48	H30. 5. 25	H30. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇に係る今後の方向性について（V2・V4レクメモ）（平成23年8月19日）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて（平成24年1月10日）</li> <li>・神宮外苑再整備の想定スケジュール（平成24年4月27日）</li> <li>・神宮外苑地区の再整備について（平成26年5月7日）</li> <li>・神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について（平成27年3月13日）</li> <li>・新国立競技場整備に係る都営霞ヶ丘アパート敷地の無償貸付について（平成28年9月29日）</li> </ul>	24	1													<p>（非開示部分）〇〇に係る個人の役職及び氏名、未移転世帯への対応状況（非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号</p> <p>（非開示部分）会館建替え検討に係る建設費、未利用容積活用に係る費用・収益及び前払い地代の想定値、原宿・神宮前アパート南側の国有地の取扱いに関する検討内容、会館建替え検討に係る自己負担費用の試算値、会館建替え検討に係る移転容積コスト、自己使用分建設費用、〇〇からの前払い賃借料収入、総費用、手持資金（内訳含む。）及び借入金の想定値・条件・返済方法（非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>（非開示部分）青山北町地区のまちづくりに関する検討内容、国立霞ヶ丘競技場建替え検討案（C案）（非開示理由）都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容、整備施設＜現状＞及び想定スケジュール、再整備案のイメージ、想定整備内容、関係権利者の状況、今後のスケジュール（案）、神宮外苑地区の再整備イメージと実現手法、段階的再整備のイメージ等（非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
49	H30. 6. 18	H30. 6. 22	<p>(1)元芝アパート 移転先住宅見学会のお知らせ (2)目黒一丁目アパート 玄関ドアロックの解除方法について、引越しに際してのお願い (3)小豆沢二丁目アパート 移転先住宅（追加）見学会のお知らせ (4)氷川町アパート 移転先部屋決め抽選会のお知らせ (5)長後町アパート 長後町アパート（1・2号棟）の移転について (6)町屋五丁目アパート 町屋五丁目アパート（新築5号棟）への戻り移転について、戻り入居意向調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料 (7)花畑アパート 移転先住宅の追加及び見学会について (8)鎌倉二丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ） (9)桐ヶ丘アパート（7月16日許可で移転のみなさまへ）保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）、（7月1日許可で移転のみなさまへ）保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ） (10)宮城第2アパート 移転先住宅見学会のお知らせ、移転説明会資料、移転日程表（予定）、居住者調査票、改良住宅の建替移転に伴う確認書の提出について、移転先住宅関係資料</p>	※	1													都市整備局東部住宅建設事務所折衝課	



30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
59	H30. 5. 30	H30. 6. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30都市政土第116号東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会の委員決定及び外部委員への就任依頼について</li> <li>・ 神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について（平成27年3月13日）</li> <li>・ 神宮外苑地区まちづくりの指針（仮称）検討会候補者リスト</li> <li>・ 2020大会後の神宮外苑地区のまちづくりについて（平成30年3月28日）</li> <li>・ 30都市政土第239号東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会の委員の委嘱について</li> </ul>	44		1												<p>【非開示部分】 個人に関する情報                      【非開示理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため                      【根拠法令】 条例第7条第2号</p> <p>【非開示部分】 関係権利者の状況、神宮外苑地区の再編整備イメージと実現手法、段階的再編整備のイメージ                      【非開示理由】 法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため                      【根拠法令】 条例第7条第3号、第5号、第6号</p> <p>【非開示部分】 経緯、スケジュール、公園まちづくり制度についての再編イメージ図、現在検討中の地区（明治公園以外）の状況、神宮外苑地区の再編整備イメージ（平成30年3月28日現在）、神宮外苑地区（2020大会後のまちづくりを進める区域）の再整備構想（平成28年7月合意）及び整備に関する説明                      【非開示理由】 法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため                      【根拠法令】 条例第7条第3号、第5号、第6号</p> <p>【非開示部分】 印影                      【非開示理由】 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため                      【根拠法令】 条例第7条第4号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
60	H30. 5. 30	H30. 6. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都が想定する再編整備イメージ図（関係権利者事前配布資料）の作製に關しての検討資料及び議事録及び決裁原義のうち、検討資料及び議事録</li> </ul>				1											当該公文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課



